

【会議録】

会議名	第1回窓口総合支援システム構築業務委託事業候補者選考委員会
開催日時	令和2年10月16日（金）午前9時00から午前10時10分まで
開催場所	港区役所9階 912会議室（Web会議）
委員	<出席者> 6名 水野委員長、内田委員、岡本委員、川口委員、野澤委員、井上委員
事務局	総務部情報政策課長、情報政策担当
会議次第	1 開会 2 事業候補者募集要項（案）について 3 提案要求仕様書（案）について 4 事業候補者の選考及び評価（案）について 5 採点基準表（案）について 6 閉会
配付資料	資料1 窓口総合支援システム構築業務委託事業候補者選考委員会設置要綱 資料2 窓口総合支援システム構築業務委託事業候補者選考委員会委員名簿 資料3-1 窓口総合支援システム構築業務委託事業候補者募集要項（案） 3-2 【様式1】質問書 3-3 【様式2】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書 3-4 【様式3】共同事業体構成書 3-5 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 3-6 【様式3-3】委任状 3-7 【様式4】見積書 3-8 【様式5】プロポーザル参加辞退届 資料4-1 提案要求仕様書（案） 4-2 【別紙1】一括申請データ対象事務手続一覧 4-3 【別紙2】住民異動件数実績 4-4 【別紙3】各支所の職員数・端末設置数 4-5 【別紙4】個人情報等取扱いに関する特記事項 4-6 【参考資料1】仮想化基盤説明資料 4-7 【参考資料2】行政情報システム仮想化基盤への業務システム構築について 4-8 【参考資料3】システム共通基盤概要 4-9 【参考資料4】システム連携仕様概要 4-10 【参考資料5】住民記録システムインターフェース仕様書 資料5 事業候補者の選考及び評価（案） 資料6 窓口総合支援システム構築業務委託事業候補者選考方針（案） 資料7 採点基準表（一次審査）（案）

	資料 8 採点基準表（二次審査）（案） 資料 9 提案要求仕様書別紙 1 参考資料
会議の結果及び主要な発言	
事務局	1 開会 （事務局より開会の挨拶） （事務局より配付資料の確認） （各委員より自己紹介） （事務局から事業の目的、内容について説明） 選考委員会設置要綱第 5 条 2 項の規定により、委員長は委員の互選により選出します。
委員 A	港区情報システム管理検討委員会の委員でもある水野委員を委員長に推薦します。 （委員一同、異議なし）
委員長	副委員長は選考委員会設置要綱第 5 条 4 項の規定により野澤委員にお願いします。
	2 事業候補者募集要項（案）について （事務局から資料 3 - 1、資料 3 - 2、資料 3 - 3、資料 3 - 4、資料 3 - 5、資料 3 - 6、資料 3 - 7 及び資料 3 - 8 について説明） （委員一同、質問等なし）
	3 提案要求仕様書（案）について （事務局から資料 4 - 1、資料 4 - 2、資料 4 - 3、資料 4 - 4、資料 4 - 5、資料 4 - 6、資料 4 - 7、資料 4 - 8、資料 4 - 9 及び資料 4 - 10 について説明）
委員 B	どの業務がどれぐらい拡大するか、拡張性を見通しを教えてください。
事務局	まだ明確には決めていませんが、本システム導入後の検証と並行してどのような業務を入れていくか検討します。
委員 C	区民が本システムを利用して申請手続きを行い窓口に来た際にも本システムを使用しますか。自宅と窓口両方で使用するシステムですか。現状、インターネットで申請できるものではありませんか。
事務局	資料 4 - 1 の 3. 1 のように、区民が本システムで条件をアンケート形式で選択していくと、その方の条件にあった申請書が一括して作成された二次元コードが発行され、区の窓口で本人確認を行った後、窓口の職員にその二次元コードを見せて、職員と一緒に申請書を確認するなどのスキームを想定しています。また、直接窓口に来た区民がその場でスマートフォン等を使用して本システムに入力し、そのまま窓口で申請するスキームも検討しています。現在、本システムでピックアップしている申請書は区民課窓口で受付が多い業務を選択しており、電子化が進むと考えています。区では既に 40 業務以上で電子申請を導入していますが、区民課窓口の申請書データ一括作成は今回が初めてとなります。
委員 C	資料 4 - 4 にある 5 支所と分室で計 58 台窓口を設置する端末はどのような使い方

事務局	をしますか。また、その端末は職員も日常業務で使用しますか。 日常業務で使用している端末とは別の専用端末を利用する場合があります。窓口では区民にはタブレット等を提示して、職員は端末を見ながら作業するので、区民と同じものを見ることはありません。
委員C 事務局	区民は行政情報端末を見ることはないですか。 ありません。
委員C 事務局	タブレットは今回の提案とは関係ありませんか。 タブレットを使用するかどうかを含めて事業者からの提案となりますが、たとえば窓口でスマホの二次元コードを読み込んだ際、区民は入力内容をタブレット等で確認し、職員は端末を見ながら内容を確認する想定です。
委員C	セキュリティ上、職員が使用する端末と区民が使用する端末は分離させるべきであり、タブレットなのかPCなのかは重要なので明確にする必要があります。本システムでは24時間誰でも申請ができるオープンな環境であり、区民と職員が同じ端末を使用するならばシンクライアント要件等を明確にしておかなければいけないと思います。
委員B	区民は区のシステム環境とは完全に分離されたインターネット環境で案内を受けて二次元コードの発行を受けるので、職員が使用するPCとは完全に分離されているという認識です。
事務局	ご指摘の通り、資料4-1の3.3.4にあるように、タブレット等を区民が利用する場合にはタブレット等に本システム以外の画面が表示されない仕様を要求しており、職員が事務上使用する端末とは完全に分離されており、セキュリティ上問題ありません。委員指摘の通り、資料4-1の3.3.4にある「行政情報端末に接続したタブレット等」と誤解を生む表現になっているので、修正します。
委員C	資料4-1の3.3.4-(2)は事業者はこのスペックの物理端末を要求していますか。
委員B	要求事項ではなく、現在の行政情報端末の仕様のスペックを開示しています。
委員C	要求事項ではないならば載せる必要がないと考えます。
事務局	ご指摘の通り、資料4-1の3.3.4は現在区で使用している行政情報端末を記載しており、仮に新システムで行政情報端末を使用する場合の参考情報として提示していますが、分かりづらいので修正します。
委員A	資料4-1の第4章以降に要求事項が記載されており、第3章まではその前提条件を示しているため、第3章の稼働環境要件が前提条件として分かりにくい可能性はあります。
委員C	本システムと仮想デスクトップは全く関係ないのではないかと思います。関係ないものを記載すると事業者の混乱を招く恐れがあります。
委員D	どのような環境で稼働するか事業者が理解する必要があるため、スペックは必要な情報だと思います。誤解を与える表現を避けていただければと思います。
委員C	仮想デスクトップは関係あるのでしょうか。
委員D	事業者がシステムを構築する上で必要な情報だと思います。
委員C	区民が使用するアプリケーションと同じものを職員も使用するとすると区民が使用する環境も仮想デスクトップ上にあるということでしょうか。
事務局	独自の端末を準備する事業者がいれば仮想デスクトップの情報は関係ありませんが、仮に区の行政情報端末を使用する場合は、行政情報端末は仮想デスクトップ環

委員C	境でも動く仕組みになっているので、必要な情報となります。
事務局	資料4-1の3.3.4は区民が使用するタブレット等が仮想デスクトップで動く と読めます。
委員C	行政情報端末に接続したタブレットに、必要な情報のみをタブレットに表示させ て区民に確認してもらうような提案を受けた場合はそうなります。
事務局	タブレットは仮想デスクトップではないですか。
委員C	仮想デスクトップを前提に構築するように要求しているものではありません。
事務局	本システムについて、区民が使用するタブレットでは仮想デスクトップ上にはな く、職員が使用する端末では仮想デスクトップ上にあるということでしょうか。
事務局	事業者が独自端末を用意した場合、仮想デスクトップは関係ありません。仮に区の 行政情報端末を使用して本システムを構築した場合に限り、本システムが仮想デ スクトップ上に構築されることとなります。
委員B	資料4-1の3.3.4に絵等を使用して仮想デスクトップを使用する場合をAパ ターンにし、使用しない場合をBパターンにする等、文章を読まなくても分かりや すくする方法もあります。
事務局	読んで誤解がないように修正し、委員長に確認の上で記載を修正します。
委員長	委員長一任でよろしいでしょうか。 (委員一同、異議なし)
委員長	これまでの議事以外で意見等がありますか。
委員D	資料4-1の4.2.1.8の多言語対応について、英語以外に区で扱っている言 語はどのくらいありますか。作業量に影響するので、記載したほうがいいと思いま す。
事務局	港区では中国語等の翻訳対応がありますが、英語以外の言語をすべて仕様に含め てしまうと、事業者が集まらない事情があり、英語だけを記載しています。他の言 語を提案していただく分には問題はありません。
委員D	資料4-1の5.2.2-(5)について、資料4-1の4.3.3の性能要件と リンクしていないので、リンクするように性能要件を整えてください。
事務局	記載を工夫します。
委員D	参考資料のナンバリングに揺れがあるので見直してください。また、区側の体制図 が簡素すぎてわかりづらいので、それぞれの役割を記載する等の工夫してくださ い。
委員C	資料4-1の4.2.3.1に「CSV ファイルの取り込みにより区内住所、区外住 所、国名等のマスタ情報を更新できること」とありますが、住民記録システムの住 所等を取り込むということでしょうか。その場合、個人情報をLGWAN-ASP に置くこととなりますか。
委員A	LGWAN-ASPを利用する提案の場合、一度、LGWAN-ASPに入ります 。
委員C	今まで本システムのようなフルオープンなシステムはなかったもので、センシテイ ブな情報が入らないか確認したいです。
委員A	運用当初は当たり障りがない情報の入力に留まると思いますが、最終的に電子申 請が常態化するとご指摘の通り、センシティブな情報を扱うことになると思いま す。この場合の情報の取り扱いについては、システムを構築していく中で、安全な データ保持の問題を解決していく必要があると思います。

委員C	<p>仮想サーバーやL G W A N - A S P等に本システムのようなオープンなシステムを置いていいものなのではないでしょうか。通常であれば住民基本台帳のようなものを置くサーバーは分けるものだと思います。</p>
委員A	<p>今後考え方を整理する必要がありますが、現在の考え方では、申請者が入力する情報は申請者自身の情報であり、申請者本人が納得してそこに情報を置くという位置付けなので、申請者本人の情報の取扱いについては申請者本人の希望通りという認識になります。</p>
委員長	<p>4 事業候補者の選考及び評価（案）について 5 採点基準表（案）について （4、5は同時に進行） （事務局から資料5、資料6、資料7及び資料8について説明） （委員一同、質問等なし）</p> <p>以上の内容で選考を実施することを決定してよろしいでしょうか。 （委員一同、異議なし）</p> <p>6 閉会 （事務局より事務連絡） （閉会の挨拶）</p>
委員長	